「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」関係組織と役割

教育総務課　Ｒ６．７

市立小学校　６校
市立中学校　３校
滝川西高等学校

ｏいじめ通報・相談内容の報告
ｏいじめ認知報告

支援・助言

滝川市教育委員会

教育長･教育委員４名

事務局：教育総務課

学校いじめ防止基本方針

①いじめ防止委員会の設置
②通報・相談内容の実態調査
③いじめのない学校づくりの推進
④児童会・生徒会の主体的ないじめ防止活動の推進

教育委員会諮問・調査組織

滝川市いじめ防止専門委員会

委員：４名
委員の職種：大学教授、臨床心理士、人権擁護委員、保護司
特別委員：必要に応じて委嘱
特別委員の職種：弁護士、医師

【機能及び審議内容】
①学校のいじめ事案に係る教育委員会が自ら行う調査の際に活用する組織
②市いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の有効な対策のための専門的知見からの審議
③重大事態に対処し、事実関係を明確にするための調査審議

連 携

市内関係機関・団体連携組織

滝川市いじめ問題対策連絡協議会

委員：８名
委員の推薦機関・団体：①札幌法務局滝川支局　②札幌方面滝川警察署　③國學院大學北海道短期大学部　④滝川市町内会連合会連絡協議会　⑤滝川市民生委員児童委員連合協議会　⑥滝川市 PTA 連合会　⑦滝川市校長会　⑧滝川市保健福祉部
【機能】いじめ防止に関係する機関・団体との連携及び効果的な啓発についての協議
【協議内容】
①本市の実情に応じた「市いじめ防止基本方針」の策定及び検証・見直しに係る意見等の協議並びにこれらの効果的な啓発
②いじめ防止専門委員会と連携し、いじめ防止及び再発防止対策の効果的な啓発
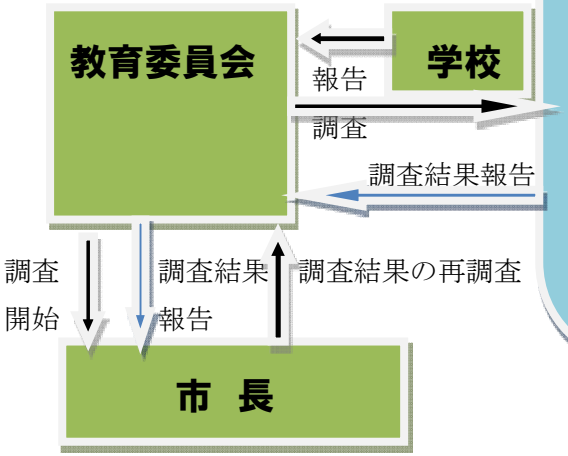
■いじめの重大事態が発生した場合